

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の概要について

1. 目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、新たに会計年度任用職員制度を導入し、会計年度任用職員の給与等の額及び支給方法等を規定するため条例を制定する。

2. 主な制定内容

(1) 会計年度任用職員の給与（第2条）

任用形態	支給区分	手当の種類			
フルタイム 会計年度任用職員	給 料	期末手当	通勤手当	初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当	退職手当 (6月を超える勤務の場合)
パートタイム 会計年度任用職員	報 酬		通勤費用に係る費用弁償	上記手当の相当額を報酬に加算して支給	

※期末手当は、任期の定めが6か月以上かつ週15時間30分以上勤務の場合に、基準月額の間年2.6か月分を支給する。(第15条・第27条・市の規則)

※退職手当は、一般の職員と同様に、別の条例で定める。

(2) 会計年度任用職員の給料等（第3条、第20条第4項）

会計年度任用職員の給料等は、一般の職員と同じ給料表を適用して、同等の職種にある会計年度任用職員にそれぞれ適用する。

(3) 会計年度任用職員の職務の級（第4条、第20条第4項）

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務、資格を有し知見的特殊性のある業務を行う職務
2 級	資格を有し知見的特殊性が特に高い業務を行う職務

(4) 会計年度任用職員に関する事項（第5条から第34条まで）

会計年度任用職員の給料等について、高山市職員の給与に関する条例等を準用して、給料・報酬、各種手当及び費用弁償の支給方法及び減額の基準等について定める。

3. 施行期日 令和2年4月1日